

## 上毛町地域振興イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、上毛町の地域活性化を目的とした地域振興イベントに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、上毛町補助金等交付規程（平成17年告示第6号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 活動が継続的に行われる団体

(2) 自らが事業主体となり、企画した事業等を完了するまで責任を持って遂行できる団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

(1) 未成年者のみで構成される団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

(3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(4) 上毛町に対する債務の滞納がある団体

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）並びに暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を構成員に含む団体及び次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が実質的に運営しているもの

イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業等（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 上毛町内で同規模、同程度以上のイベントを補助対象事業実施年度より過去3年度以内に開催実績がある団体が主催する事業
- (2) 上毛町内で実施する事業
- (3) 1事業に係る1回当たりのイベントについて、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額の総額が60万円以上の規模である事業
- (4) 不特定多数の利益に寄与する事業
- (5) 主として営利を目的としない事業
- (6) 宗教的又は政治的な目的を有しない事業
- (7) 公共施設の指定管理者が指定管理業務の一環として実施するものでない事業
- (8) 公共的団体からの補助金の交付又はその他の手段による助成を受けていない事業
- (9) 上毛町の後援を受けている事業  
(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。ただし、第8条に定める交付決定の通知以前に行った契約に対する支出等は補助対象経費として認めない。

(補助金の金額等)

第5条 補助金の額（以下、「補助額」という。）は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

- 2 補助額の上限は、30万円とし、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付回数は、同一団体（団体の構成員、代表者等から同一のものと認められる団体を含む。）につき、同一年度当たり1回とする。

- 2 補助金の交付は各事業年度ごとに行い、初年度以降、合計3年度を限度に補助することができる。ただし、各事業年度において、補助金の交付を受けた場合であっても、翌年度以降の補助金の交付を保証するものではない。

- 3 前条の規定に関わらず、事業に係る収入がある場合は、まず収入から対象外経費を減じ、なお残余がある場合は、補助対象経費から当該金額を減じたものの2分の1以内の額を補助額とする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、上毛町地域振興イベント補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体概要調書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 暴力団排除に関する宣誓書（様式第5号）
- (5) 団体の活動内容がわかる書類（任意様式）（総会資料、過去イベントのチラシ等）
- (6) その他町長が必要と認める書類  
（交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、上毛町地域振興イベント補助金（変更）交付決定通知書（様式第6号）により申請者に交付の決定を通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者（以下、「交付決定者」という。）が事業内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ上毛町地域振興イベント補助金変更承認申請書（様式第7号）に変更に係る関係書類を添えて、町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項による補助金の額の変更承認決定は、前条の規定を準用する。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業実施日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、上毛町地域振興イベント補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支精算書（様式第10号）
- (3) 事業内容の分かる書類（任意様式）（会場等を撮影した写真、ポスター・パンフレット等の印刷物、参加者数がわかるもの等）
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、内容を審査の上、補助額を確定し、上毛町地域振興イベント補助金確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による補助額の確定に係る通知を受けた交付決定者は、上毛町地域振興イベント補助金請求書（様式第12号）により、町長に補助金の

請求をするものとする。

- 2 町長は、前項の補助金請求書を受理した時は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の支給を受けたときは、補助金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補足)

第14条 交付決定を受けた事業を次年度以降も実施する場合、本補助金の有無に関わらず参加人数の把握をし、町長に報告するよう努めなければならない。

- 2 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

費目	対象経費例
人件費	賃金（ただし、補助対象事業の実施のために当日運営補助に雇用された者の賃金に限る。）
報償費	賞品代、出演料等
消耗品費	事務用消耗品費等（器具備品は対象外）
印刷製本費	ポスター、チラシ等作成に要する経費等
保険料	参加者、スタッフ等のイベント実施に係る保険料等
通信運搬費	電話代、切手代、運送にかかる経費
広告料	広告掲載料、折込料、看板作成等に要する経費等
委託料	警備、会場設営などの委託に要する経費等
使用料及び賃借料	放送・音響設備、テント、イス、机、仮設トイレ等のレンタルに要する経費等

備考 事業費のうち次の経費は、対象外経費とする。

- 1 イベントの運営など主催者に直接関わる報酬、日当、交通費
- 2 懇親会等の飲食に係る経費
- 3 支出内容が不明瞭な経費等